

平成26年11月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会、荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課

補助90号線沿道に延焼遮断帯を形成するため 都市防災不燃化促進事業の導入と都市計画変更を行います

都市計画道路補助90号線については、現在、東京都が当地区に係る区間の事業化を進めていますが、これとあわせて区では、道路の沿道を一定の高さの耐火建物が連続し火災時に火が燃え広がらないようにするとともに、避難路としての安全性を確保する「延焼遮断帯の形成」を目指しています。

その実現のため、このたび区は3つの手法を導入することとしています。
補助90号線沿道の方を対象としたアンケート、都市計画原案の説明会や縦覧などにより、皆さまのご意見をお聞きしながら進めていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

手法①「都市防災不燃化促進事業」の導入

- 建物の不燃化に対して助成を行います

手法②「防火地域」「最低限高度地区」の指定

- 防火性能を高める制限を行います
- 建物の高さの最低限度を7mに制限します

手法③「地区計画」の変更

- 建物の高さの最高限度を30mに緩和します
- 地区施設として緑道を新たに設置します

● 延焼遮断帯の形成に関するアンケートを実施しました

- 実施期間 平成26年8～9月
- 実施方法 戸別訪問および郵送
- 配布数 699票 回収数 250票 (35.8%) 9月末時点

● 都市計画原案説明会を実施しました

- 開催日 平成26年11月7日(金)、9日(日)
- 会場 防災センター4階会議室

● 都市計画原案の公告・縦覧をしています

- 縦覧期間 平成26年11月5日(水)～19日(水)
- 意見書提出期間 平成26年11月5日(水)～26日(水)
- 縦覧場所 荒川区役所北庁舎2階
防災街づくり推進課 防災まちづくり第二係



「延焼遮断帯の形成に関するアンケート」でいただいた自由意見の一部についてその概要をご紹介します

- 補助90号の件は、昭和30年代から聞いておりましたが、今回計画実現に向けて、動き出したのでしょうか？高齢化が進んでいるので、理解しやすく、正しい情報が伝達されることを望みます。
- 若いときなら逆にうれしいチャンスと思ったかも知れませんが、今は最終的な生活設計も立てたところなので困惑しています。早く話し合いをお願いいたします。
- 今回のアンケート対象となっている90号線の整備はいつから始まっており、どのような工期を経ていく計画なのでしょうか。
- 長年築いてきた近所付き合いが続けていけるように、皆でまとまった集合住宅に入れればと思います。
- 住んでいるところが安全安心な場所になるよう、計画が進むことを望んでおります。
- 生まれて60年この荒川区で育ったので、今更、不慣れなところについて生活するつもりはないです。(一部、省略等を行っています)

荒川区からのお知らせ

自由意見では、補助90号線の整備に係るご意見を多数いただきました。補助90号線の整備は東京都の施行であり、昨年10月および本年6月に説明会が開催され、事業化に向けた準備が進められているところです。一方、荒川区は今回ご紹介した沿道の不燃化や緑道の整備を進めてまいります。

ご不明な点があれば、ご相談に応じた担当窓口等をご案内いたしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご協力たいへん
ありがとうございました。

<建築相談ステーション> 地域密着の相談窓口です。お気軽にお立ち寄りください。

電話：070-5370-5827

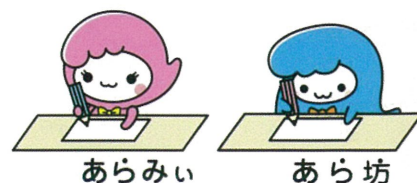
場所：防災センター1階(荒川二丁目25-3)

【開館時間】※年末年始を除く
 毎週水曜日 午後1時～7時
 毎週木曜日 午後1時～5時
 第2・4日曜日 午前9時～正午

■お問い合わせ

荒川区役所北庁舎 防災都市づくり部防災街づくり推進課
 防災街づくり第二係 大内、高橋、楯列、佐藤、武笠、涌井
 電話：(03)3802-3111(内線)2821,2839 FAX：(03)3802-4104

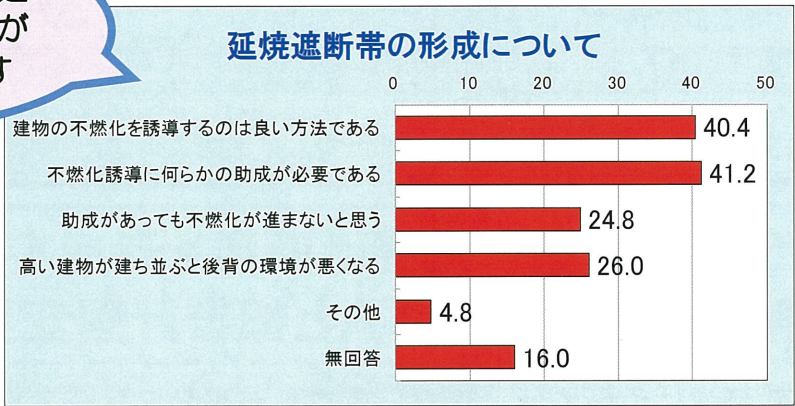
荒川区シンボルキャラクター



◆補助 90 号線沿道の延焼遮断帯を形成するための手法をご紹介します

あわせて、「延焼遮断帯の形成に関するアンケート」の一部をご紹介します

アンケートでも延焼遮断帯の形成が望まれています

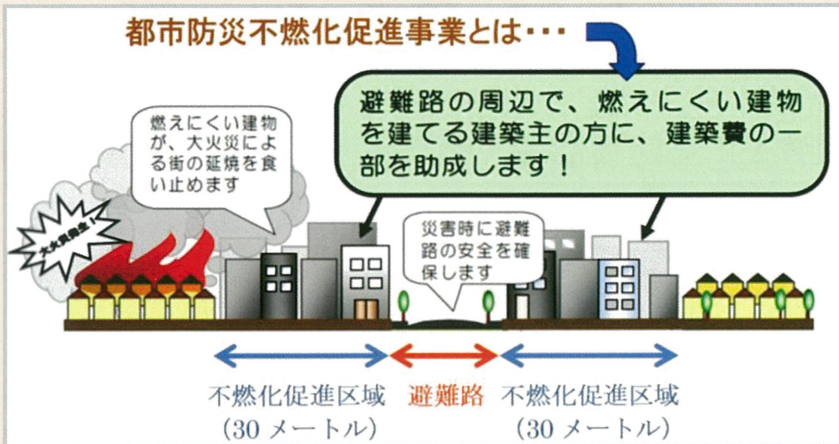


火災時に火が燃え広がらず、避難路としての安全性も確保できるように補助 90 号線沿道地区に**延焼遮断帯**を形成します
そのために、**3つの手法**を導入します

- ### 手法③ 「地区計画」の変更
- 新たに「補助 90 号線沿道地区」という地区区分を設け、建物の高さの最高限度を従来の 16m(敷地規模によっては 21mあるいは 30m)から **30m(おおむね 10 階程度)**に緩和します。
 - 補助 90 号線の整備とあわせて、都電荒川線の間新たに緑道を地区施設として追加します。災害時に広域避難場所の荒川自然公園に避難する際の**滞留空間**等としての役割を果たします。

手法① 「都市防災不燃化促進事業」の導入

- 建物の不燃化に対する助成を行う「都市防災不燃化促進事業」を導入します

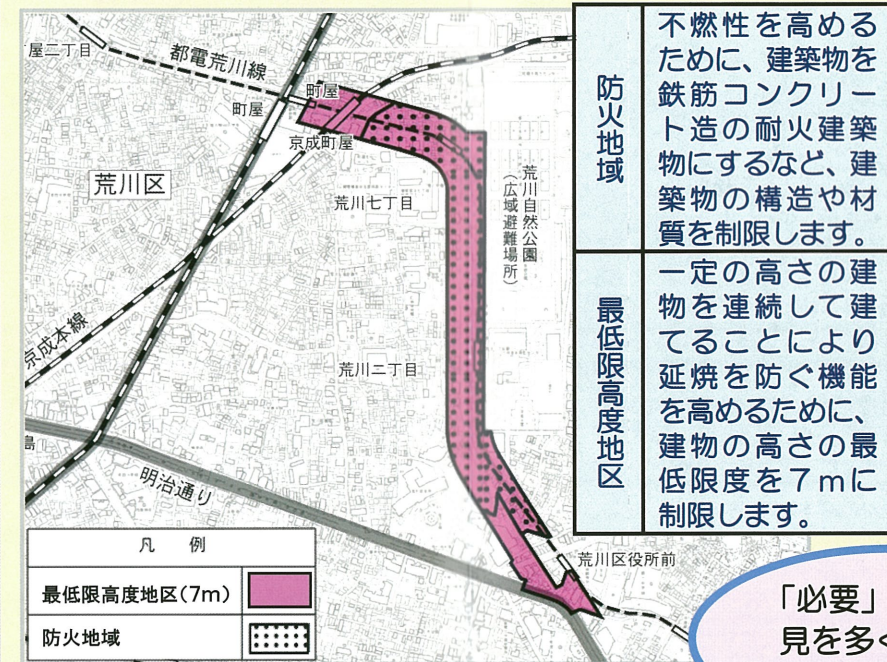


■都市防災不燃化促進事業の助成内容

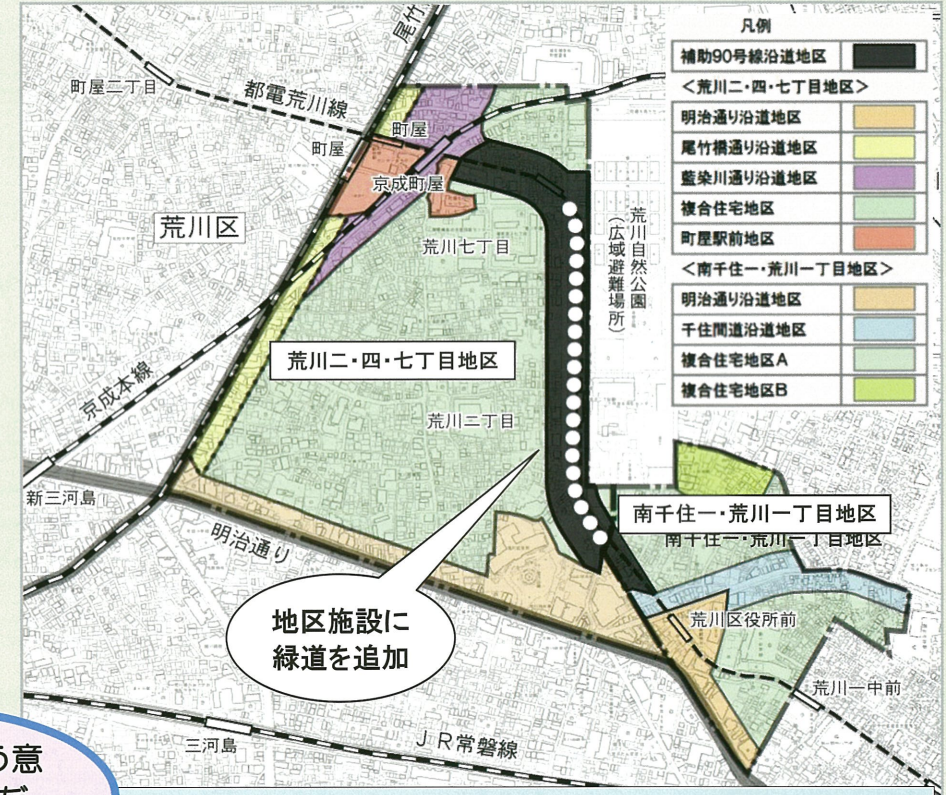
- 2 階建て以上かつ高さ 7メートル以上で一定規模以上の耐火建築物（鉄筋コンクリート造など）について、建築費用の一部を助成します(最低保障額 200 万円)。
- 共同化する場合や三世帯住宅とする場合などでは助成額が加算されます。

手法② 「防火地域」「最低限高度地区」の指定

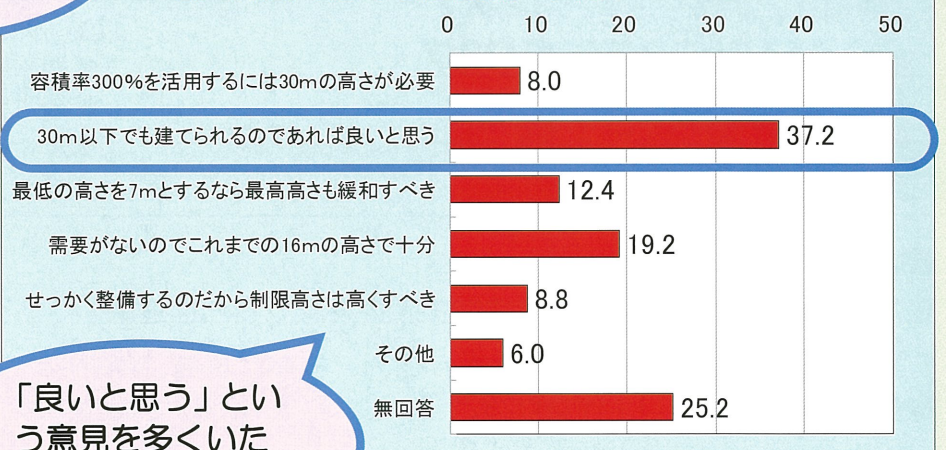
- 沿道建物の不燃化と中層の建物(おおむね3階建て以上)を誘導するために、新たに「防火地域」と「最低限高度地区(7m)」を指定します。



「必要」という意見を多くいただきました

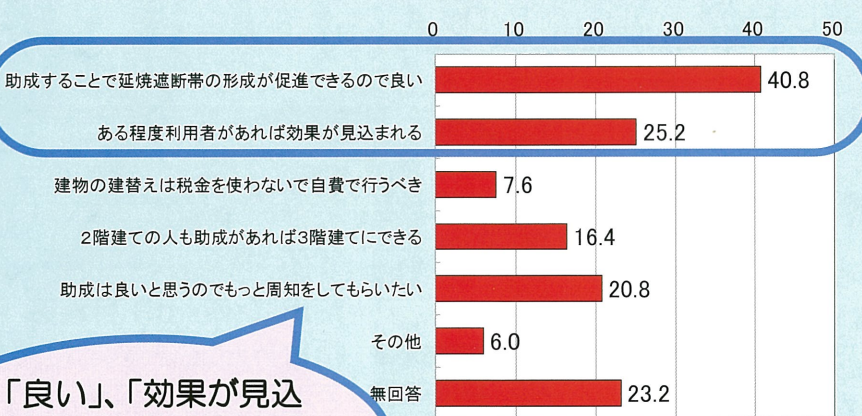


地区計画で定める建築物の高さについて



「良いと思う」という意見を多くいただきました

都市防災不燃化促進事業による助成について



「良い」、「効果が見込まれる」という意見を多くいただきました

防火地域・最低限高度地区の指定について

